

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成記念福祉会（以下、「法人」という。）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下、「報酬等」という。）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等について、各年度の総額が、評議員について1,000,000円、理事及び監事について1,000,000円を超えない範囲内で、以下のように定める。なお、資料複写費用等の実費については、その額について別途弁償するものとする。

- ①理事会及び評議員会（以下、「会議等」という。）出席に関する報酬等
出席1回につき10,000円（源泉徴収後）
- ②監事監査に関する報酬等
監査実施1日につき20,000円（源泉徴収後）
- ③行政指導監査等の出席に関する報酬等
出席1回につき10,000円（源泉徴収後）

(報酬等の支払方法)

第3条 報酬等の支払は、会議等及び監査実施の日に現金支給するものとする。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成30年5月11日より施行する。